

# 「総合的なTPP等関連政策大綱」 フォローアップ

令和4年4月22日  
TPP等政府対策本部

# 〈目次〉

「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)の「Ⅲ 今後の対応」の記載を踏まえ同大綱のフォローアップを行うものである。

## ◇ ポイント

1 輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み	… 1	3 分野別施策展開	
2 TPP等を通じた国内産業の競争力強化・進化	… 2	(1) 農林水産業	
3 分野別施策展開		① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)	
(1) 農林水産業	… 3	○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成	…22
(2) 食の安全・安心	… 4	○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする 農林水産業・食品産業の体制整備	…23
(3) 知的財産	… 4	○国際競争力のある産地イノベーションの促進	…24
-----		○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進	…26
1 輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み		○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の 国際競争力の強化	…27
(1) きめ細やかな情報提供及び相談体制の充実		○持続可能な収益性の高い操業体制への転換	…29
① TPP等の普及・啓発	… 5	○農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林 水産業・地域の活力創造本部決定)の着実な実施	…30
② 中堅・中小企業等のための相談体制の充実	… 6	② 経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)	
(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援		○米	…31
① 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体 制の強化	… 7	○麦	…31
② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進	… 9	○牛肉・豚肉、乳製品	…32
③ 農林水産物・食品輸出の戦略的推進	…12	○甘味資源作物	…33
④ インフラシステムの海外展開促進	…14	(2) 食の安全・安心	…34
⑤ デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備	…15	(3) 知的財産	
2 TPP等を通じた国内産業の競争力強化・進化		① 特許・商標関係	…36
(1) TPP等を通じた国内産業のデジタル化・生産性向上		② 著作権関係	…36
○イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進	…17	③ 地理的表示(GI)関係	…38
(2) TPP等を通じた対内投資活性化の促進		④ 植物新品種・和牛遺伝資源保護関係	…39
○地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大	…18	(4) 政府調達	…40
(3) TPP等を通じた地域経済の活性化の促進		(5) その他	…41
① 地域に関する情報発信	…19		
② 地域リソースの結集・ブランド化	…20		
③ 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、 サービス産業の高付加価値化	…21		

# 輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み

## これまでの実績

◆「新輸出大国」を目指し海外市場開拓の担い手となる企業等を支援する施策を総合的に実施。

(1) きめ細やかな情報提供及び相談体制の充実

① TPP等の普及・啓発

● 地方説明会等を開催し、丁寧な情報提供を実施。アンケート調査において満足度80%以上を目指すとの目標を達成。

② 中堅・中小企業等のための相談体制の充実

● よろず支援拠点を各都道府県に設置し、相談体制を整備。アンケート調査において、満足度80%以上を目指すとの目標を達成。令和2年度に日欧産業協力センターは日EU間の貿易投資分野における相談に978件対応、JETROはブレグジットに関する情報提供セミナーを17件、個別相談会を29件開催。

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

① 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

● 新輸出大国コンソーシアム(9,254社に会員証を発行、298名の専門家配置、1,116の参画支援機関(令和3年12月13日時点))による総合的支援を実施。  
● 世界の主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置。令和2年度は、18か国67の連携先に商品を登録。延べ2,237社、6,604商品の輸出に成功。

② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

● 放送コンテンツの海外展開支援を実施。目標(放送コンテンツ海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加)に向けて進捗。

③ 農林水産物・食品輸出の戦略的推進

● JETROに「日本産食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」を設置し、日本産酒類の情報発信などを実施。日本産酒類の輸出額(令和3年)は約710.3億円(対前年比107.5%)

● 日本産酒類の情報発信、販路開拓支援等を実施。令和3年の輸出額は1,147億円(対前年比61.4%増)となり、初めて1,000億円を突破。

④ インフラシステムの海外展開促進

● 「2020年に約30兆円のインフラシステムの受注」の目標に向けて、増加基調を維持(2019年実績は約27兆円で、前年比で約2兆円増)。

⑤ デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

● 日タイEPA、RCEP協定の原産地証明書(CO)を令和4年1月からPDF発給。同年2月の発給件数は日タイEPAは7,628件、RCEPは3,450件。CO情報のデータ交換方式についてASEANやインドネシア等との協議が進捗。

## 成果事例

＜新輸出大国コンソーシアム＞

○(株)クリエイティブリゾート

- 平成26年設立の飲食経営会社。海外出店に向け、専門家によるハンズオン支援を活用。令和2年3月にベトナム現地法人を設立し、「ホテル三日月グループ」がJETROの支援により新規オープンするダナンのリゾートホテル内への出店に着手。
- コロナ禍の影響を受け、開店準備が難航したものの、専門家サポートのもと令和2年12月にオープンに至った。



ホテル三日月グループ  
社長と契約締結



現地レストランの様子

＜ジャパンモール事業＞

○Ocado(英国)



- 英国人口の約70%をカバーし、世界の食品ECをリードするocadoと連携。
- アジア初となる日本食品の特集ページを開設。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大以降は、乾麺、調味料などを中心に、売上が3割増の状況となっている。

## 実績を踏まえた評価等

◆ 中堅・中小企業が官民連携型の支援を活用し、独力では困難な海外展開に成功するなど、順調に進捗していると評価できる。

◆ 輸出促進や海外進出の強化のため、各種の事業者に対するTPP等や大綱施策に関する情報提供を改善・強化するなどしTPP等の活用をさらに推進すべき。

# TPP等を通じた国内産業の競争力強化・進化

## これまでの実績

◆デジタル化による生産性の向上、ブランド化・高付加価値化を通じた新たなバリューチェーンの構築による、地域を含む日本全体の活性化・経済成長等を目指し所要の措置を実施。

(1) TPP等を通じた国内産業のデジタル化・生産性向上

○ イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

- 日系企業のデジタル技術の活用による現地のビジネス環境整備を通じた新事業の創出を支援するため、アジアDX等新規事業創造支援事業ではASEAN地域は17件、インド地域は8件の採択事業者を決定。

(2) TPP等を通じた対内投資活性化の促進

○ 地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大

- 令和2年度に96件の外国企業を誘致。このうち38件が東京以外へ進出。また、オープンイノベーション・プラットフォーム「J-Bridge」を構築。

(3) TPP等を通じた地域経済の活性化の促進

① 地域に関する情報発信

- 食や農に関する滞在コンテンツの充実や情報発信などの取組を支援。
- 日本政府観光局の情報発信等により、日本の多様な食の魅力を発信。

② 地域リソースの結集・ブランド化

- JAPANブランド育成支援等事業により、中小企業の海外販路開拓に向けた取組を支援。令和3年度は477件の応募があり148件を採択。地域の外国企業誘致戦略の高度化のための、外国企業の視点によるコンサルティング支援を実施(地域ブランディング強化支援事業)。令和3年度は1自治体を採択。

③ 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

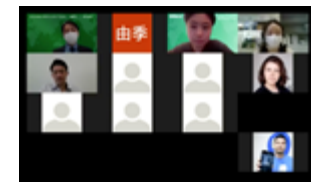
- 新事業創出等に向けて地域企業等が取り組む実証プロジェクトに対する支援を実施中。令和2年度の認定支援機関による経営改善計画策定利用申請件数は1,198件、早期経営改善計画策定利用申請件数は1,405件を計上。

## 成果事例

● 地域への対日投資カンファレンス(RBC)にて、外国企業の招へいおよびマッチングを実施。

- ・ 令和2年度は2プロジェクト(防災・減災分野、スタートアップ分野)を採択。約20社の外国企業がオンライン参加し、地域企業と外国企業との協業に向けたマッチングを実施。事業終了時に13件の商談が継続。

● オープンイノベーションプラットフォーム「J-Bridge」にて、日本企業と外国企業との協業・M&Aに向けた支援を実施。令和3年上半期には、34回のオンラインイベントを開催し、発掘した海外有望スタートアップ等と日本企業との面談支援を実施。令和4年2月時点の会員数は約600社。



【自治体と外国企業のQ&A】



## 実績を踏まえた評価等

◆ 日本経済の成長に向け、デジタル技術の活用、グローバル・バリューチェーンの構築やブランド化等による高付加価値化などに積極的に取り組んでおり、全体として進捗していると評価できる。

◆ 今後も日本経済の成長に向けデジタル技術の活用による生産性の向上やブランド化による高付加価値化等による国内産業の体質改善を進め各目標を効果的、効率的に実現していくべき。

# 農林水産業

## これまでの実績

### ①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
  - 農地の集積・集約化に取り組む地区の担い手農業者による必要な機械・施設の導入等を支援。これまでに事業を実施した経営体の売上高が平均30%増加。
- マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備
  - 原発事故に伴う輸入規制について、米国を含む41か国で撤廃。
  - 輸出拡大実行戦略に基づき、1,287の輸出産地をリスト化し公表。
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
  - 収益力向上に取り組む産地における農業機械・施設の整備等を支援。現時点で、評価対象のうち約6割の事業実施地区が販売額等の10%以上の改善を実現。
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
  - 収益力向上に取り組む畜産経営体に必要な機械・施設の整備等を支援。取組産地では、搾乳ロボットを導入した経営体では1頭当たりの生乳生産量が7.9%増加、施設整備を実施した肉用牛繁殖経営では飼養頭数が事業実施前より45%増加。

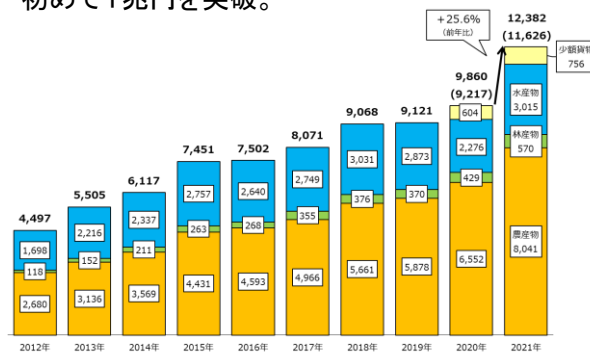
- 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
  - 製材工場の大規模化等に必要な施設整備を支援。事業を実施した工場では、1日あたりの原木処理量が33%増加。
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
  - 意欲ある漁業者の生産性向上に資する漁業用機器導入等を支援。成果目標の達成度232%を実現。

### ②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

- 法制化された牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに、輸入加糖調製品を調整金の対象に追加する改正法に基づき、調整金を着実に徴収。TPP発効に合わせて措置を実施。

## 成果事例

○令和3年5月に具体的な対応策を「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ」として取りまとめ、同年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を改訂。令和3年の農林水産物・食品の輸出額は1兆2,382億円(対前年比25.6%)となり、初めて1兆円を突破。



- 清水港を活用した輸出促進(静岡県)
  - 国土交通省と農林水産省が連携し、令和3年度より「産地・港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進事業」を開始。
  - 静岡県が作成した「産地・港湾連携型農林水産物・食品輸出促進計画」を国土交通省及び農林水産省が共同認定し、静岡市中央卸売市場及び清水港における施設整備の支援を実施。
  - 静岡県内、近隣県、九州等からの効率的な輸物流を構築し、農林水産物・食品の輸出拡大を図る。



## 実績を踏まえた評価等

- ◆ 輸出にチャレンジする事業者の支援などにより、農林水産物・食品の輸出額1.2兆円を実現。また、大規模化や機械化に対する支援を実施し生産性の向上に取り組むなど強い農林水産業の構築に取り組んでおり、順調に進捗している。
- ◆ 経営安定・安定供給のための備えについても適切に対処をしている。
- ◆ 輸出促進や生産性向上等のため、事業者に対するTPP協定や大綱施策に関する情報提供等を一層、改善・強化すべき。

# 食の安全・安心

## これまでの実績

◆国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施。

- 食品安全に関する情報提供等
  - 平成29年9月から開始された新たな原料原産地表示制度の普及・啓発を実施。(説明会の開催、相談窓口の設置、事業者向けマニュアルの作成等)
  - 消費者が正確な情報に接し、自らの判断により消費行動を行うことができるようリスクコミュニケーションを実施。
- 輸入食品に対する監視指導等
  - 輸入食品の適切な監視指導を実施。モニタリング検査や現地調査及び二国間協議等を実施。

## 成果事例

### ○輸入食品の監視指導の結果

食中毒菌が付着した食品、有害物質に汚染された食品、残留農薬基準に違反する食品等を排除

	令和元年度	令和2年度
モニタリング検査に係る違反件数	144件	145件

### ○現地調査、二国間協議等の結果

検査命令等の対象食品について、輸出国における違反原因の究明及び再発防止対策を要請  
例：ベトナム産エビのフラソリドン  
ペルー産カカオ豆の2,4-D

	令和元年度	令和2年度
検査命令解除品目	14品目 14項目	13品目 6項目

## 実績を踏まえた評価等

- ◆現在の原料原産地表示制度の普及・啓発のための発信や輸入食品の安全に係る監視指導・二国間協議等を実施しており、順調に進捗している。
- ◆食の安全・安心の確保のため今後も情報提供や監視を行うとともに点検・見直しを行い、各目標を効果的・効率的に実現していく。

# 知的財産

## これまでの実績

◆TPP等の締結に合わせて講じた制度改正等の措置について、引き続き適切な周知・運用等を行う。農林水産物等の地理的表示(GI)や植物新品種及び和牛遺伝資源保護を進める。

- ① 特許・商標関係
  - 特許庁HPで制度改正の概要を公表するなど、制度の周知や適切な運用に努めている。
- ② 著作権関係
  - TPP整備法による著作権法の改正事項について、文化庁HPや著作権セミナー等において周知。
  - 著作物等の利用円滑化のため、「オーファンワークス対策事業」の実施、柔軟性のある権利制限規定の活用促進、その他社会的諸課題への対応やライセンス体制の整備等を行った。
- ③ 地理的表示(GI)関係
  - 国内でのGI登録を進めるとともに、改正GI法に基づき、日EU・EPAにおいて日本72産品を、日英EPAにおいて日本47産品を相手国で保護。
- ④ 植物新品種・和牛遺伝資源保護関係

### <植物新品種>

- 改正種苗法に基づき、海外持出の制限など、品種の適正な管理を促進。117品種が海外で育成者権を取得し、海外で権利行使が可能。

### <和牛遺伝資源保護関係>

- 和牛遺伝資源である家畜人工授精用精液の生産を行う全ての県において、譲渡先との契約の締結による不正競争防止の取組を実施。

## 成果事例

### <植物新品種>

海外で品種登録された品種例>

- カンショ「ハロウィンズスイート」(種苗会社開発)やイチゴ「きらび香(か)」(静岡県開発)を韓国に登録
- 稲「新之助(しんのすけ)」(新潟県開発)を米国、オーストラリア、ベトナムに登録
- 茶「せいめい」(農研機構開発)をオーストラリアに登録 など

### <EUで保護されているGI産品の例>

- 神戸ビーフ
- 鹿児島黒牛
- 木頭ゆず

### <和牛遺伝資源保護関係>

和牛の家畜人工授精用精液について譲渡先との契約締結により不正競争の防止の取組を実施している県:

宮城県、鳥取県、長崎県、宮崎県、鹿児島県 など 計23県

※ 県有牛により家畜人工授精用精液の生産を行う全ての県で実施

## 実績を踏まえた評価等

- ◆TPP等の締結に合わせて特許や著作権、植物新品種保護等に関する制度改正等を実施するなど順調に進捗している。
- ◆今後も引き続き施策の周知等を行い、事業者による活用を促すなどし目標を効果的・効率的に実現していく。 4

## 1 (1) ①TPP等の普及・啓発

(目標) : セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度80%以上を目指す。  
⇒ 100% (令和3年12月外務省主催セミナー)

### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

#### 【中堅・中小企業等をはじめとする産業界への情報の提供】

(外務省)

##### (1) 施策概要

TPP等を含むEPAのメリットを企業関係者等各層に説明する広報活動等を行うことにより、EPAの活用を推進し、日本企業の海外進出を支援する。

##### (2) 成果実績・活動実績

毎年2回程度の頻度でEPAの積極的な活用を促進することを目的としたEPA活用セミナーを開催。政策大綱が決定されて以降、東京のみならず、仙台や四日市等全国各地で開催。また、令和2年9月、令和3年1月、同年12月には、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン形式にて開催し、のべ160名超が参加(主な参加者の属性は、製造業、卸売業、通関業の事業者)。また、在英国日本大使館では、令和2年2月～令和3年11月の期間で、日系企業向け説明会を計11回実施。コロナ禍でも、オンライン形式で行い、積極的に日EU・EPA及び日英EPAの周知活動を行った。

##### (3) 施策の今後の必要性

企業関係者を中心にTPP等の理解を深め、さらなる活用を促すため、今後もTPP等EPAの普及・啓発に努めていくことが必要。

(経済産業省)

##### (1) 施策概要

事業者のTPP等の活用を促進するため、協定の内容やメリット、利用するための実務的な手続き、さらに海外展開支援施策等について説明するセミナーを実施。

##### (2) 成果実績・活動実績

令和2年4月から令和3年3月までに、全国各地で約70回程度の説明会を実施し、EPAの過去の利用実績の有無に関わらず製造業関係者をはじめ多数の事業者が参加。アンケート調査では80%以上の満足度を達成。

##### (3) 施策の今後の必要性

RCEPの発効も見据え、これまで以上に各協定の活用を促すための周知や啓発、きめ細かな情報提供や利用支援が求められるところ、より効果的なセミナー実施や情報提供等を図る。

## 1 (1) ②中堅・中小企業等のための相談体制の充実

(目標) : 相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度80%以上を目指す。

⇒ 94.0% (令和2年12月※令和元年度よろず支援拠点全国本部調査結果)

### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

#### 【中堅・中小企業のための相談体制の充実】

(経済産業省)

##### (1) 施策概要

- ・ 中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置。
- ・ 日欧産業協力センターは日EU間の貿易投資分野における相談等に対応し、ジェトロは英国のEU離脱による日本企業のビジネスへの影響を最小限となるよう情報提供等を行った。

##### (2) 成果実績・活動実績

- ・ よろず支援拠点設置数: 47拠点(令和2年度)
- ・ 日欧産業協力センターへの日EU間の貿易投資分野における相談件数: 978件(令和2年度)
- ・ ジェトロによるブレグジットに関する情報提供セミナー開催件数: 17件、個別相談会開催件数: 29件(令和2年度)

##### (3) 施策の今後の必要性

新型コロナウイルス感染症の影響も含めた内外の事業環境の変化により、中小企業・小規模事業者が抱える経営課題はより高度化、複雑化。事業の各段階に応じた経営課題・支援ニーズにワンストップで対応できる支援体制の構築が必要。

(財務省)

##### (1) 施策概要

輸出入者がTPP等のEPA税率を適用するためには、同協定の原産地規則に従い、輸入貨物が同協定締約国の原産品であることを輸入国税関に示す必要がある。税関においては、当該手続きを輸出入者が円滑に行うことができるよう、EPA利用支援セミナーにおいて説明を行う他、各税関における輸出入者からの原産地規則に関する照会への対応、税関ホームページにおける原産地規則に関する情報の一層の拡充等により、原産地規則の適切な周知を図っている。

##### (2) 成果実績・活動実績

各税関のEPA利用支援セミナー等において、輸出入者等を対象に、原産地規則に関する説明会を開催した他、輸出入者等からの原産地規則に関する照会へ対応。令和2年度のTPP等の原産地規則を含めた税関相談についての利用者満足度は上位4段階の指標が96.8%となっている。

(注)輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査をしたもの。

##### (3) 施策の今後の必要性

TPP等の発効を踏まえ、各税関における原産地規則に関する照会対応、税関ホームページにおける原産地規則に関する情報の一層の拡充等により、引き続き原産地規則の適切な周知を図っていく必要がある。



## 1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

- (目標) : ▶ 2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指す。  
⇒ 21.9兆円 (2019年度現在) (注) 2010年度12.8兆円  
※2021年以降の目標は「2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする。」  
▶ 総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60%以上を目指す。  
⇒ 58.2% (2020年度現在)  
▶ 海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間 (2025年まで) で10%向上させる。  
⇒ 18.2% (2019年度現在)

### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

#### 【中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化】

##### (経済産業省)

#### (1) 施策概要

- 中堅・中小企業海外展開支援事業: 国、自治体、支援機関等で構成される新輸出大国コンソーシアムにおいて、専門家が計画策定から商談成立まで一貫支援。
- コンテンツの海外展開支援: 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化。
- 現地進出支援強化事業: 相談対応、現地情報の提供、商談機会の提供等により中小企業の海外展開をシームレスに支援。
- JAPANブランド育成支援等事業: 中小企業等による海外展開やそれを見据えた全国展開のための取組(新商品・サービスの開発やブランディング等)を支援。
- 技術協力活用型・新興国市場開拓事業: 現地の法制度整備や規制の緩和、新興国経済の担い手となる人材育成等の技術協力を支援。
- 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業: アジアの海外生産拠点において、省エネの取組を推進する上で必要となる現地人材の育成を支援。
- 越境EC等利活用促進事業: 海外主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置し、中堅・中小企業等による海外ECサイトでの日本商品の販売を支援。

#### (2) 成果実績・活動実績

- 中堅・中小企業海外展開支援事業: 令和2年度までにハンズオン支援を実施した2,886社のうち、成功社数1,132社、支援終了813社、取組中941社。
- コンテンツの海外展開支援: 令和2年度までに約7,800件のローカライズ・プロモーションを支援。
- 現地進出支援強化事業: 令和2年度は、展示会・商談会を通じて、延べ1,358社を支援し、海外展開成功件数 2,041件を獲得。また、経済産業省の「自動車産業適正取引ガイドライン」において、業界団体が主導して原産地証明関連のシステム(JAFTAS)を開発し、関連する手続きの円滑化やサプライヤーとの連携に取り組む事例を推奨。
- JAPANブランド育成支援等事業: 事業期間中に海外との継続的な取引を実現したプロジェクトの割合が平成28年度から令和元年度にかけて16ポイント増加(52%→68%)。
- 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業/技術協力活用型・新興国市場開拓事業: 受入研修や専門家派遣のオンライン化を進め、コロナ禍にも対応。
- 越境EC等利活用促進事業: 令和2年度は、18カ国67の連携先にジャパンモールを設置。延べ2,237社、6,604商品の輸出に成功。

#### (3) 施策の今後の必要性

- 中堅・中小企業海外展開支援事業: RCEP等の経済連携も踏まえ、幅広い業種・地域において、ハンズオン支援等を実施し、より大きな成果を創出していく。
- コンテンツの海外展開支援: より精度・確度の高いローカライズ・プロモーション支援の実施を後押しすべく、支援体制の強化が必要。
- 現地進出支援強化事業: ポストコロナの厳しい国際競争環境の中、中小企業の海外展開を支援する必要性は引き続き高い。
- JAPANブランド育成支援等事業: 国内需要が縮小する中、中小企業の生産性向上のためには新規市場開拓は必要不可欠であるため、今後も本施策が必要。
- 技術協力活用型・新興国市場開拓事業: 本事業は日本企業と相手国関係者の双方から高い評価を得ており、引き続き支援ニーズが高いため、継続が必要。
- 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業: 新興国等の産業分野でのエネルギー利用の効率化へのニーズは引き続き高いことから、継続が必要。
- 越境EC等利活用促進事業: コロナ禍で世界のEC市場が拡大する中、中堅・中小企業の海外ECサイト出展を後押しすることで、輸出拡大に貢献する。

## 1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

### 【金融機関等による企業の海外進出支援】

(金融庁)

#### (1) 施策概要

海外進出による新市場開拓や事業環境の変化に対応するための経営改革等を行おうとする中堅・中小企業等に対して、金融機関による適切な融資や支援等の金融仲介機能の発揮を促進。具体的には、地域金融機関等による、「新輸出大国コンソーシアム」などの枠組み活用も視野に入れた、海外進出や経営改革等に係る企業の支援ニーズの的確な把握や企業への効果的な情報提供、助言、資金提供等を促進。

#### (2) 成果実績・活動実績

令和2年12月の大綱決定後、金融関連業界団体との意見交換会において、地域金融機関等に対し、公的機関等とも連携しながら、事業者が金融機関に対して期待する支援ニーズを的確に把握し、適切な情報提供や助言、資金提供等を行うことにより、海外進出や経営改革等に動き出す企業・事業者を適切に後押しするよう要請。公的機関等との連携について、日本貿易保険(NEXI: Nippon Export and Investment Insurance)との提携金融機関は、令和3年12月末時点で110金融機関、JETRO国内外事務所への金融機関からの職員派遣は、令和3年12月末時点の累計で78金融機関から222名の実績。

#### (3) 施策の今後の必要性

TPP等の発効に伴い、締結国を中心として海外進出実績は高水準。今後も中堅・中小企業等の海外進出の進展が見込まれ、こうした企業等に対する金融機関の支援ニーズは高く、引き続き当該施策を継続していく必要。

### 【知的財産・標準の活用促進への支援】

(経済産業省)

#### (1) 施策概要

モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野や、先端技術に関するルールの整備が必要となる分野等について、日本産業規格、国際標準原案の開発・提案、日本産業規格、国際標準の普及を見据えた試験・認証基盤の構築等を実施。また、国際標準化戦略に係る調査研究、国際標準化機関等対策活動、普及啓発、次世代の標準化活動を担う人材育成なども実施。加えて、優れた技術を有する中小企業等の海外展開を知的財産活用の側面から支援するため、外国出願費用、知財侵害対策費用、知財訴訟費用保険を補助しつつ、全国に設置した知財総合支援窓口を通し、知財活用に関する課題解決に貢献。さらに、海外展開促進のため、国内外におけるセミナー等の開催や商談機会の提供等も支援。

#### (2) 成果実績・活動実績(令和2年度)

- ・ 国際標準化を実現した件数(国際標準の発行件数): 84件
- ・ 国際出願促進交付金: 4,963件(273百万円)
- ・ 外国出願支援事業: 799件、侵害対策支援事業34件、知財保険事業32件
- ・ 日本発知的財産活用ビジネス支援事業: 150社
- ・ 戦略的知財活用支援件数: 10件
- ・ 知財総合支援窓口相談件数: 118,514件

#### (3) 施策の今後の必要性

本施策では、2025年度までに累計1,150件の国際標準発行件数の達成を目標としており、引き続き2022年度以降も着実に実施していくことが必要。また、知的財産活用の側面から中堅・中小企業等の海外展開を支援していくことも必要。

## 1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(目標) : 放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加させる。  
⇒3,903本 (2019年度)

### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

#### 【我が国コンテンツの海外展開支援】

(総務省)

##### (1) 施策概要

コロナ禍による影響が深刻化している地域の活性化を図るため、ローカル放送局等と、自治体、地場産業等の関係者が幅広く協力し、ポストコロナも見据え、地域の魅力を紹介する放送コンテンツを制作、海外発信する取組への支援等を実施。

##### (2) 成果実績・活動実績

成果実績: 2019年度の放送コンテンツの海外販売作品数3,903本

活動実績: 2016年度から2020年度までの5ヶ年で 230件の事業を実施。2021年度は47件の事業を実施。

##### (3) 施策の今後の必要性

新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化している地域経済の回復を後押しするため、地域における観光資源や地場産品・農産品等、地域資源の魅力を紹介する放送コンテンツを制作し、海外発信する取組等を引き続き支援する必要がある。

(経済産業省)

##### (1) 施策概要

- ・ 日本発のコンテンツ等の海外展開を促進し、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とし、コンテンツの海外展開におけるローカライズ・プロモーションやコンテンツ産業構造の強靱化・重層化の支援を実施。
- ・ 過去の予算額の推移は、123億円(平成24年度補正(基金))、60億円(平成26年度補正)、67億円(平成27年度補正)、60億円(平成28年度補正)、30億円(平成29年度補正)、約30億円(平成30年度補正)、31億円(令和元年度補正)、54.5億円(令和2年度補正)、565.5億円(令和3年度補正)。
- ・ 国際博覧会(令和3年10月～令和4年3月)への出展を通じた対日理解促進: 直近3カ年の予算額としては、58.3億円

##### (2) 成果実績・活動実績

- ・ 令和2年度までに約7,800件のローカライズ・プロモーションを支援。
- ・ 令和3年10月1日にドバイ万博が開幕し、連日多くの来場者が日本館を訪問。「アイデアの出会い」をテーマとした日本館の展示や各種イベントを通じ、日本文化を発信。

##### (3) 施策の今後の必要性

- ・ より精度・確度の高いローカライズ・プロモーション支援の実施を後押しすべく、支援体制の強化が必要
- ・ 令和4年3月31日の閉幕までに、来館者のさらなる日本文化の理解促進を図るとともに、2025年大阪・関西万博への期待を高め、参加を呼びかける。

## 1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

### 【TPP等域内での知的財産保護水準の向上への支援】

#### (経済産業省)

##### (1) 施策概要

我が国企業の模倣品対策支援等のため、日本貿易振興機構(JETRO)において、中堅・中小企業向け等の普及啓発セミナー(各国の知財情報や侵害対策等を周知するセミナー)を実施するとともに、在外公館等と連携した相談体制を構築。また、海外政府機関職員(税関・市場監督等)を対象として、真正品と模倣品とを判定するポイントを教授するセミナーを実施。さらに、知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のため、審査官派遣や研修生招へい等の審査協力・研修などをオンラインにて実施。

##### (2) 成果実績・活動実績(令和2年度)

###### ○我が国企業の模倣品対策支援等のための事業

- ・ JETRO国内外セミナー 62回実施(シンガポールなどで実施)
- ・ JETRO相談窓口 9カ国(シンガポールなど)のJETRO海外事務所において、現地進出企業の知財相談に1,660件対応
- ・ 真贋判定セミナー 1カ国に対し、3回実施

###### ○知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のための事業

- ・ 国際研修指導教官派遣 6カ国(マレーシア、ベトナムなど)に対し、のべ21名の指導教官(審査官)が研修を提供
- ・ 産業財産権人材育成協力事業 のべ767人の海外知財関係者(研修生)に対し、研修を提供
- ・ 世界知的所有権機関拠出金 世界知的所有権機関(WIPO)ファンド事業を通じ、47カ国(ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナムなど)へ支援を実施

##### (3) 施策の今後の必要性

引き続き上述のセミナーや相談窓口対応、研修等を実施し、知財制度の整備を促進する必要がある。

#### (文部科学省)

##### (1) 施策概要

著作権等侵害発生国において、現地取締機関職員等を対象としたトレーニングセミナーや一般消費者を対象とした著作権普及啓発事業等を実施。

##### (2) 成果実績・活動実績

成果実績:著作権制度の普及促進や海賊版対策は、継続的に取り組むべき課題であり、一定の時点で成果を図ることは困難だが、たとえば、トレーニングセミナーの参加者事後アンケートにおいて、アンケート回答者の全員が「役に立った」と回答している。

###### 活動実績(令和2年度):

- ・ マレーシアにおいて、トレーニングセミナー(90名参加)及び著作権普及啓発イベント(159名参加)を新型コロナウイルスの影響によりオンラインにて実施。(ベトナムにおいては、トレーニングセミナー及び著作権普及啓発イベント共に、新型コロナウイルスのため、実施が叶わず。)
- ・ マレーシア、ベトナムへ啓発動画を作成・提供。
- ・ 世界知的所有権機関(WIPO)への拠出金を通じ、マレーシア、ベトナム、シンガポール、ブルネイの職員等を対象とした著作権等に係る研修プログラムを新型コロナウイルスの影響によりオンラインにて実施。

##### (3) 施策の今後の必要性

引き続き、侵害発生国における普及啓発やトレーニングセミナー等を実施し、著作権等侵害防止のための環境整備を促進する必要がある。

## 1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

### 【グリーン社会の実現に資する我が国の優れた環境技術等の海外展開支援】

(環境省)

#### (1) 施策概要

##### ・(低・脱炭素技術) :

二国間クレジット制度(JCM)は、途上国への優れた脱炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの排出削減への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標達成に活用するもの。「JCM資金支援事業」は、初期投資コスト等に資金支援することで脱炭素技術等の選択を促すことを目的としている。

【該当予算:二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業】

##### ・(廃棄物処理・リサイクル技術) :

実現可能性調査、合同ワークショップ、研修、海外への情報発信等により我が国循環産業の海外展開を促進するもの。

【該当予算:我が国循環産業の海外展開・育成事業及び我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業】

##### ・(水処理技術) :

技術力と実現性が高い水処理技術の海外展開事業を公募し、実現可能性調査、現地実証試験を行うことで、我が国の優れた水処理技術の海外展開を促進するもの。

【該当予算:我が国の優れた水処理技術の海外展開支援】

#### (2) 成果実績・活動実績

##### ・(低・脱炭素技術) :

これまで採択された200件以上のプロジェクトにより、2030年までに約1,800万t-CO<sub>2</sub>の排出削減量を見込む。

いくつかの事業では、JCM資金支援事業による海外展開をきっかけに、近隣国への横展開に至っている。

##### ・(廃棄物処理・リサイクル技術) :

平成29～令和2年度は延べ43件の実現可能性調査等を実施。

##### ・(水処理技術) :

令和2年度までに延べ30事業の実現可能性調査等を実施。

#### (3) 施策の今後の必要性

##### ・(低・脱炭素技術) :

地球温暖化対策計画(令和3年10月閣議決定)では、官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO<sub>2</sub>程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標としており、今後も引き続きのプロジェクト形成のための支援が必要。また、経協インフラ戦略会議で掲げられているように、我が国が比較優位を有するインフラの海外展開を促進させる施策としても重要。

##### ・(廃棄物処理・リサイクル技術) :

「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和3年6月改訂版)に基づき、我が国の循環産業の国際展開を推進する。

##### ・(水処理技術) :

「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和3年6月改訂版)に基づき、我が国の優れた水処理技術の海外展開を推進する。

## 1 (2) ③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

(目標) : 農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す  
⇒1兆2,382億円 (2021年) ※9,860億円 (2020年) から25.6%増

### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【農林漁業者と中小企業との連携等による海外市場開拓】

(経済産業省)

#### (1) 施策概要

- ・ 国、自治体、支援機関等で構成される新輸出大国コンソーシアムにおいて、専門家が計画策定から商談成立まで一貫支援。
- ・ 海外主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置し、中堅・中小企業等による海外ECサイトでの日本商品の販売を支援。

#### (2) 成果実績・活動実績

- ・ 新輸出大国コンソーシアムにおいて、9,254社に会員証を発行。そのうち農産品が1,486社、水産品が244社に発行(令和3年12月13日現在)。令和2年度までにハンズオン支援を実施した2,886社のうち、成功社数1,132社、支援終了813社、取組中941社。
- ・ 令和2年度は、18カ国67の連携先にジャパンモールを設置。約2,300社を超える事業者が15,000以上の商品を登録。そのうち、約4割が食品分野を占める。成約実績としては延べ2,237社、6,604商品が輸出に成功。そのうち、半数以上が食品分野である。

#### (3) 施策の今後の必要性

- ・ RCEP等の経済連携も踏まえ、幅広い業種・地域において、ハンズオン支援等を実施し、より大きな成果を創出していく。
- ・ コロナ禍で世界のEC市場が拡大する中、中堅・中小企業の海外ECサイト出展を後押しすることで、輸出拡大に貢献する。

(農林水産省)

#### (1) 施策概要

JFOODOによる重点的・戦略的プロモーション等により海外マーケットの拡大に取り組むとともに、JETROによる海外見本市への出展支援等を実施。

#### (2) 成果実績・活動実績

- ・ 米粉(米国、フランス、ドイツ)、日本酒(米国、中国等)、日本ワイン(英国、香港等)のプロモーションを実施。(令和2年度)
- ・ 海外見本市への出展及び国内外での商談会については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて実施できなかったが、輸出額5兆円の目標に向けた取組を継続するため、課題別専門家による相談対応(1,479件)、輸出プロモーターによる輸出戦略の策定等の支援(39社)、事業者の販売力強化に係る支援(487件)を実施。(令和2年度)

#### (3) 施策の今後の必要性

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、国内外での商談会や海外見本市が中止になるなど海外との商談機会が減少した。輸出額5兆円の目標を達成するためには、各国の新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、オンライン商談会やバーチャル見本市への出展などの支援を拡大する等、引き続き対策を講じる必要がある。

# 1 (2) ③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

## 【日本産酒類の輸出促進に向けた取組】

(財務省)

### (1) 施策概要

日本産酒類の競争力強化や海外展開を推進するため、日本産酒類の情報発信や事業者の販路開拓支援等を実施。

#### (施策・取組例)

- ・ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金による事業者の取組支援
- ・オンラインを含む商談会や日本産酒類輸出促進コンソーシアム等の海外販路開拓支援
- ・国際的プロモーションによる情報発信
- ・新規GIの指定や既存GIの普及・活用等の認知度向上の取組
- ・日本酒輸出用の製造免許の新設
- ・酒類製造者への指導や相談対応等の技術支援等

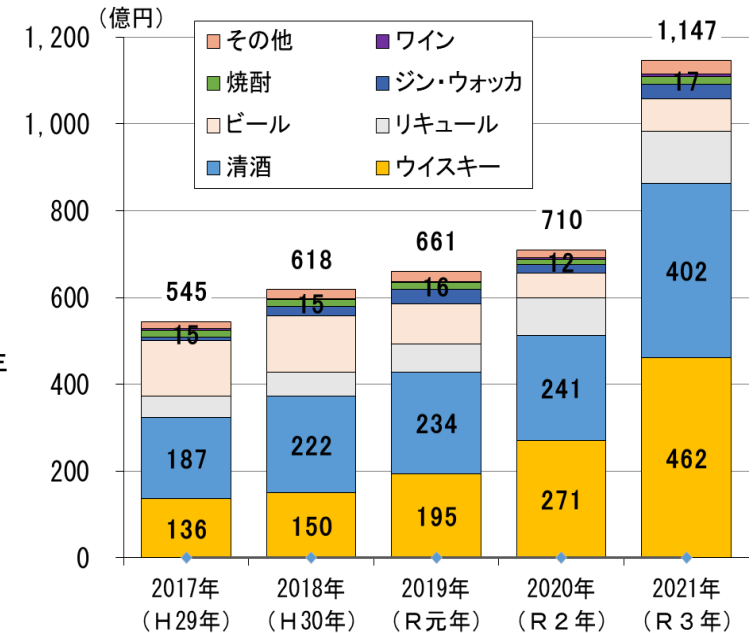
### (2) 成果実績・活動実績

こうした国税庁の施策の成果もあり、2021年の日本産酒類の輸出金額は1,147億円(対前年同期61.4%増)となり、初めて1,000億円を突破。「農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする」目標の達成のため順調に推移している状況。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業者が日本から現地に渡航し、海外展示会や海外商談会での対面による商談が困難な現状を踏まえ、日本にしながら各国の海外バイヤーと商談ができるオンライン商談会を実施する等、オンラインのメリットを活かした事業実施を積極的に進めている。

### (3) 施策の今後の必要性

政府全体として農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標の達成に向け、引き続き、日本産酒類の輸出拡大に向けた施策を実施していく必要がある。



日本産酒類輸出金額推移

## 1 (2) ④インフラシステムの海外展開促進

(目標) : 2020年に約30兆円のインフラシステムの受注を目指す。

⇒ 27兆円 (2019年)

※2021年以降の目標は「2025年に約34兆円のインフラシステムの受注を目指す。」  
(「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和2年12月決定)より)

### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

#### 【インフラシステムの海外展開促進】

(内閣官房経協インフラ室)

#### (1) 施策概要

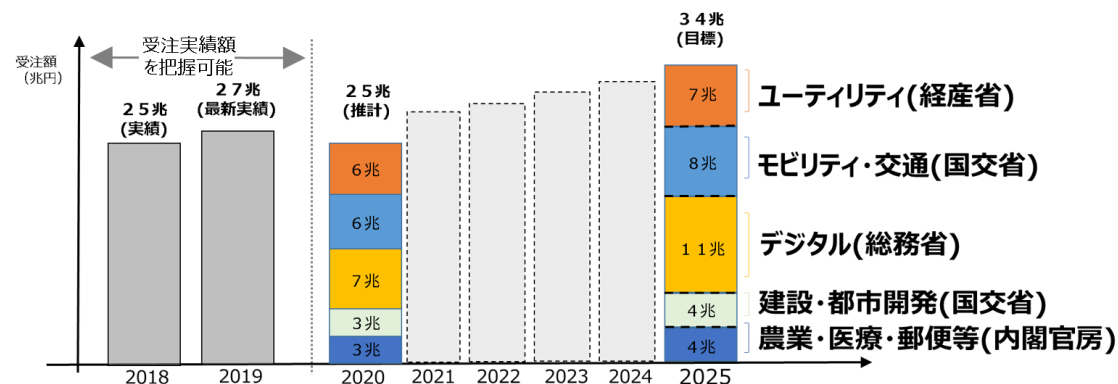
「インフラシステム海外展開戦略2025」において、以下の具体的施策の下、官民一体で推進する。

1. コロナへの対応の集中的推進
2. カーボンニュートラルへの貢献
3. デジタル技術・データの活用促進
4. コアとなる技術の確保
5. 質高インフラと現地との協創の推進
6. 展開地域の経済的繁栄・連結性向上
7. 売り切りから継続的関与へ
8. 第三国での外国政府・機関との連携

#### (2) 成果実績・活動実績

2019年の統計等に基づくインフラ受注実績は約27兆円。  
前年(2018年)比で約2兆円の増加。

2021年以降は、「インフラシステム海外展開戦略2025」  
の下、2025年の受注目標として、新たに「34兆円」を掲げる。



注: 2018年及び2019年は、「インフラシステム輸出戦略」に基づく受注実績。2020年は、「インフラシステム海外展開戦略2025」の効果  
KPI(受注額の目標: 2025年34兆円)に向けた推計値(新集計では海外現法売上上の計測等を精緻化)

#### (3) 施策の今後の必要性

「インフラシステム海外展開戦略2025」の下、新型コロナウイルス感染拡大が続く中、本邦企業の海外インフラ案件への影響は顕在化しており、戦略策定後の国際情勢等の環境変化やそれに伴う本邦企業のニーズを十分に踏まえつつ、また、ポストコロナを見据え、政府や公的支援機関によるインフラシステム海外展開の広範な取組を通じ、戦略を着実に推進して参る予定。



## 1 (2) ⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

#### 【日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境の整備】

(外務省)

##### (1) 施策概要

国際協力機構(JICA)を通じ、現地の産業、企業及び人材の育成支援を実施。その一環として、途上国からの研修員に対してインターンシップや日本企業との交流機会を設けるなど、日本社会・文化や日本企業の経営マインドを理解した高度産業人材や行政人材を育成。

##### (2) 成果実績・活動実績

- ・ JICAを通じ各種の人材育成事業を実施したほか、投資促進政策に関するアドバイザー派遣など、上流の環境整備に向けた協力を実施。
- ・ JICAを通じた産業人材育成分野における長期研修事業として、平成30年度は211人、令和元年度は134人、令和2年度は157人を新たに受入れ。
- ・ また、2020年度からの新たな取組として、JICAのアフリカ長期研修員や、日本滞在中のアフリカ人留学生(国費・私費留学生を含む)も対象とした「ビジネス・プログラム」を118名に提供し、産業人材の育成に貢献。

##### (3) 施策の今後の必要性

TPP参加国等において、企業が進出しやすい環境整備を促進するとともに、日本企業の競争力強化にも貢献することが期待できるため、引き続き本施策を着実に実施していくことが必要。

(法務省)

##### (1) 施策概要

アジア地域の持続的発展及び法の支配を確立するための、法令起草支援、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備支援、法曹の人材育成支援等を行うものであり、我が国企業にとっても、その事業を展開するに当たって重要な相手国のビジネス環境の整備を支援する。

##### (2) 成果実績・活動実績

ベトナム・カンボジア・ラオス・ネパール等で民法、民事訴訟法等の基本法令の起草やその運用を支援し、インドネシア等では知的財産保護に向けた支援など投資環境整備に向けた活動を実施するとともに、法律実務家の人材育成にも力を入れて支援しているところ、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により海外渡航等が制限される状況下において、各支援対象国のニーズや実情等に応じたテーマに関するオンラインセミナー等を実施した。(令和2年度は、オンラインセミナーを16回開催し、その合計参加人数は475名であった。)

##### (3) 施策の今後の必要性

法の支配の下、適切な法制度を構築し、その運用を適切に行い、それらを支える人材を育成することは、アジア地域の健全な経済成長のための法的基盤として不可欠であり、各国の自助努力を支援することは、ビジネス環境整備において、従来にもまして大きな意義がある。また、現在は新型コロナウイルスの影響から主にオンラインでの支援活動を行っており、引き続きその有効な活用に努めるとともに、効果的な支援のためには密な人間関係を構築することが重要であるため、今後は、感染状況に配慮しつつ現地への専門家派遣や現地調査、対面による研修等を併せて実施する予定である。

## 1 (2) ⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

(経産省)

### (1) 施策概要

原産地証明書(CO)のデジタル化による利便性向上

### (2) 成果実績・活動実績

- 日タイEPAについては令和4年1月から、RCEP協定についても発効時(令和4年1月)よりCOをPDFファイルで発給する。CO情報を電子的に交換するデータ交換方式についても、ASEANやインドネシア等と導入に向けた実務的な協議を進めている。
- JETROが輸出にあたってEPAを利用/検討している企業がCPTPPを含むEPAの原産地証明書等の効果的な作成を補助するエクセルツールを開発し、無償で提供を開始。
- 中堅・中小企業が簡易かつ低コストでEPAを利用するためのデジタルプラットフォームを整備するための実証を開始。

### (3) 施策の今後の必要性

- コロナ禍においても貿易ビジネス環境の整備やEPAの利活用促進を実現するため、関係当局が連携し、PDFファイルのCOの受入れに向けてEPA相手国へ働きかけるとともに、データ交換方式についてはASEANやインドネシア等との実務的な協議を前進させ、国内実施インフラを整備する必要がある。

## 2 (1) イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上

(目標) : 革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施する。

2020年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0%にする。

⇒ -0.88% (2020年12月現在)

※2021年以降の目標は「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す。」

### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

#### 【イノベーション等による生産性向上促進】

(経済産業省)

##### (1) 施策概要

- ・ 地域産業デジタル化支援事業: 地域未来牽引企業等とIT企業等が連携して取り組む、新事業実証による地域産業のデジタル化のモデルケースの創出、横展開を支援。
- ・ 大量のデータをエッジ、クラウド両領域で効率的に処理することを可能とする横断的な技術開発とAIチップ開発のための共通基盤技術の開発。
- ・ 人との協調性や信頼性を実現するAIシステムの研究開発および「生産性」や「空間の移動」におけるAI基盤技術を開発。
- ・ JAPANブランド育成支援等事業を通じて、中小企業等による海外展開やそれを見据えた全国展開のための取組(新商品・サービスの開発やブランディング等)を支援。
- ・ 自らでは経営改善計画の策定が困難な中小企業・小規模事業者の経営改善取組を進めるべく、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関(税理士・中小企業診断士・公認会計士等)を活用して行う経営改善計画の策定と、その後のフォローアップを支援。
- ・ サイバー攻撃事案に対し、技術的な立場からの日本国内の報告受付や被害企業の支援、攻撃手口の分析、海外機関との情報共有の窓口機能等を担う一般社団法人JPCERTコーディネーションセンターが各国の対応連絡調整窓口と情報共有・共同対応等を行うほか、サイバーレスキュー隊(J-CRAT)により初動対応を支援。
- ・ インド太平洋地域においてDX等を通じた社会課題解決を実施する。

##### (2) 成果実績・活動実績

- ・ 地域産業デジタル化支援事業: 令和3年度、62事業を採択し実証事業を実施。
- ・ 新型メモリによるストレージシステム、リアルタイム処理用エッジLSI等の開発等を完了。整備したAIチップ拠点の利用者数は目標を上回った。
- ・ 次世代人工知能中核技術等に関する計68テーマの研究開発事業を実施。
- ・ JAPANブランド育成支援等事業: 事業期間中に海外との継続的な取引を実現したプロジェクトの割合が平成28年度から令和元年度にかけて16ポイント増加(52%→68%)
- ・ 認定支援機関による経営改善計画策定利用申請件数: 10,013件(平成27年11月25日から令和3年3月末までの累計実績)、認定支援機関による早期経営改善計画策定利用申請件数: 13,198件(平成29年5月から令和3年3月末までの累計実績)
- ・ 令和2年度の調整件数: 17,233件、初動対応支援件数: 102件
- ・ アジアDX等新規事業創造支援事業ではASEAN地域は17件、インド地域は8件の採択事業者を決定。

##### (3) 施策の今後の必要性

- ・ 地域産業デジタル化支援事業: 地域企業がTPPを契機として海外需要を獲得することにより、地域経済の活性化に繋がるよう、引き続きデジタル技術を活用した地域企業の新たなビジネスモデルの開発等を支援し、幅広い産業分野における生産性向上を促す必要がある。
- ・ クラウド・エッジの分散処理や量子コンピュータ等の新コンピューティング開発、AIチップベンチャー支援により我が国の情報産業を発展させる。
- ・ 人工知能技術やロボット技術を活用した生産性向上を目指す取組の重要度は高まっており、継続した取り組みが必要。
- ・ JAPANブランド育成支援等事業: 国内需要が縮小する中、中小企業が生産性向上のためには新規市場開拓は必要不可欠であるため、今後も本施策が必要。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大以降、政府系・民間金融機関による資金繰り支援により、破産件数は抑えられているものの、売上減の長期化や更なる借入増加で、過剰債務に陥る中小企業が増えていくことが予想され、本格的な経営改善に対するニーズは高い。また、債務が増えた事業者の多くは業績や資金繰りの先行きについて管理できておらず、事業計画を策定し、アクションプランを明確にする必要性は高い。
- ・ 今後もサイバー攻撃の脅威が懸念されることから、国際調整及び初動対応支援を着実に実施。
- ・ アジアDXにより新興国の社会課題を解決するとともに、日本へのリバースイノベーションをめざす。

## 2 (2) 地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大

(目標) : 2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する。

⇒39.7兆円(2020年12月末時点)。

※2021年以降の目標は「対日直接投資残高を2030年に80兆円へ倍増、GDP比率を12%とする。」

### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【イノベーションセンターとしての国内産業基盤の維持・高度化、スタートアップの呼び込み】

(経済産業省)

#### (1) 施策概要

- ・ オープンイノベーション・プラットフォーム「Japan Innovation Bridge(J-Bridge)」を構築し、日本企業と外国企業との協業・M&Aを促進。

#### (2) 成果実績・活動実績

- ・ 「J-Bridge」を活用し、ASEAN等において海外スタートアップとの協業に向けたオンラインイベントや面談支援等を実施。  
令和4年2月時点での日本企業の会員数は約600社。

#### (3) 施策の今後の必要性

- ・ 現地有望スタートアップ等企業の発掘、日本企業への紹介、商談支援に加え、事業化に向けた土業専門家等によるハンズオン支援等を行う。各国の新たな戦略・計画や現地規制制度等の情報収集や日本企業への情報提供等を行うことにより、企業の戦略的な現地ビジネス活動に貢献。

【地域への外国企業誘致促進】

(経済産業省)

#### (1) 施策概要

- ・ 「地域への対日直接投資サポートプログラム」を活用し、各地域の強みや特色を活かした効果的な外国企業誘致を推進。

#### (2) 成果実績・活動実績

- ・ 令和2年度に96件の外国企業を誘致。このうち38件が東京以外へ進出。

#### (3) 施策の今後の必要性

- ・ 地域への対内投資活性化のため、上記プログラムのもと、地方公共団体等による外国企業誘致活動をきめ細かく支援。また、地域ブランディング強化支援事業やRegional Business Conference(RBC)を実施し、地域の魅力的なビジネス環境の対外発信を実施。

## 2 (3) ①地域に関する情報発信

(目標) : 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。  
⇒24.6万人 (2021年) ※暫定値 (412万人 (2020年)、3,188万人 (2019年) )  
訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。  
⇒0.7兆円 (2020年) ※試算値

### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【TPP等を契機とした日本の「食」と「農」をテーマとした訪日旅行促進による農林水産物の海外展開促進と地方創生の後押し】  
(国土交通省)

#### (1) 施策概要

観光地域づくり法人(DMO)が中心となって、地域の関係者と連携して行う、訪日外国人旅行者の各地域への来訪・滞在促進を図る取組を支援する。農林水産省とも連携しつつ、地域の観光情報の収集やオンラインでの発信等を通じ、将来の訪日旅行、特に地方への関心・訪問意欲の向上を図る。

#### (2) 成果実績・活動実績

ポストコロナを見据え、訪日外国人旅行者の各地域への誘客を目的とした、食や農に関する滞在コンテンツの充実や情報発信などの取組を支援した。日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト・SNSを活用した情報発信、ニュースレター・オンライン広告等の配信、食に関するイベントへの出展等の幅広いプロモーションにより、日本全国に広がる多様な食文化の魅力を訴求。

#### (3) 施策の今後の必要性

ポストコロナを見据え、食や農を生かした滞在コンテンツの充実等の取組をより一層促進していく必要がある。「日本食を食べること」は外国人の訪日動機の最上位であることから、目標の達成に向け、日本の「食」と「農」をテーマの一つとしながら訪日プロモーション事業を展開していく。

## 2 (3) ②地域リソースの結集・ブランド化

### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【地方創生に係る取組】

(経済産業省)

#### (1) 施策概要

- ・中小企業等が、海外展開やそれを見据えた全国展開のため取組み(新商品・サービス開発やブランディング等)を行うとき、その経費の一部を補助する。(補助上限額:500万円、補助率:2/3、1/2)
- ・地域の外国企業誘致戦略の高度化のための、外国企業の視点によるコンサルティング支援を実施する(地域ブランディング強化支援事業)。

#### (2) 成果実績・活動実績

成果実績:事業期間中に海外との継続的な取引を実現したプロジェクトの割合

平成28年度 52%(目標30%、達成率173%)、平成29年度 57%(目標30%、達成率190%)、平成30年度 43%(目標30%、達成率143%)、令和元年度 68%(目標50%、達成率136%)、令和2年度 26%(目標50%、達成率52%)

活動実績:

・JAPANブランド育成支援等事業(採択件数)

平成28年度 戦略策定支援39件、ブランド確立支援96件(補正含む)、平成29年度 戦略策定支援21件、ブランド確立支援51件、平成30年度 戦略策定支援29件、ブランド確立支援56件(補正含む)、令和元年度 戦略策定支援14件、ブランド確立支援34件、令和2年度当初 192件、令和2年度第1次補正 281件、令和3年度当初 148件

・地域ブランディング強化支援事業

令和3年度に事業開始、1件採択。

#### (3) 施策の今後の必要性

国内需要が縮小する中、中小企業が生産性向上を図るにあたっては、本事業で支援する新事業展開や新規市場の開拓は必要不可欠であるため、今後も本施策が必要である。

外国企業誘致による地域活性化のため、地域ブランディング強化支援事業を活用し外国企業に対して効果的に地域の魅力をアピールすることが重要であり、今後も本施策が必要である。

## 2 (3) ③地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

(目標) : 2020年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0%にする。(再掲)

⇒ -0.88% (2020年12月現在)

※2021年以降の目標は「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す。」

### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中小企業等、サービス産業の高付加価値化に係る取組】

(経済産業省)

#### (1) 施策概要

- 地域産業デジタル化支援事業: 地域未来牽引企業等とIT企業等が連携して取り組む、新事業実証による地域産業のデジタル化のモデルケースの創出、横展開を支援。
- 自らでは経営改善計画の策定が困難な中小企業・小規模事業者の経営改善取組を進めるべく、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関(税理士・中小企業診断士・公認会計士等)を活用して行う経営改善計画の策定と、その後のフォローアップを支援。

#### (2) 成果実績・活動実績

- 地域産業デジタル化支援事業: 令和3年度、62事業を採択し実証事業を実施。
- 認定支援機関による経営改善計画策定利用申請件数: 11,085件(平成27年11月25日から令和3年12月末までの累計実績)、認定支援機関による早期経営改善計画策定利用申請件数: 14,191件(平成29年5月から令和3年12月末までの累計実績)

#### (3) 施策の今後の必要性

- 地域産業デジタル化支援事業: 地域企業がTPPを契機として海外需要を獲得することにより、地域経済の活性化に繋がるよう、引き続きデジタル技術を活用した地域企業の新たなビジネスモデルの開発等を支援し、幅広い産業分野における生産性向上を促す必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大以降、政府系・民間金融機関による資金繰り支援により、破産件数は抑えられているものの、売上減の長期化や更なる借入増加で、過剰債務に陥る中小企業が増えていくことが予想され、本格的な経営改善に対するニーズは高い。また、債務が増えた事業者の多くは業績や資金繰りの先行きについて管理できておらず、事業計画を策定し、アクションプランを明確にする必要性は高い。ニーズに対応するため令和4年4月より中小企業再生支援協議会と経営改善支援センターを統合し収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」へと改組。各機関が連携し苦しむ中小企業の収益力改善・再生・再チャレンジを地域全体で推進する。

### 3 (1) ① 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）:

##### 【次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成】

（農林水産省）（新規就農者確保加速化対策）

##### (1) 施策概要

就職氷河期世代の就農を促進するため、就農希望者の就農準備への支援や、農業法人等における実践研修を支援。

##### (2) 成果実績・活動実績

【令和2年度補正】（令和3年12月末現在）

- ・就職氷河期世代の新規就農促進事業採択者数見込み:129名
- ・就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業採択者数見込み:501名

##### (3) 施策の今後の必要性

令和2年度に措置された事業であり、現時点では実績の正確な把握や効果の検証が難しいため、今後、事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、農業従事者が減少する中で、就職氷河期世代等を含む幅広い世代の受入れをはじめとした新規就業者の確保や担い手育成に必要な取組を支援する必要がある。

（農林水産省）（農地の更なる大区画化・汎用化の推進）

##### (1) 施策概要

農地の集積・集約化に取り組む地区の担い手農業者が、米の生産コストを削減するため、農地の大区画化や排水対策等を行う取組を支援。

##### (2) 成果実績・活動実績

成果実績:事業実施により米の生産コストが9,600円/60kgを下回り、かつ、取組前と比較し10%以上コストを削減させるとの目標を設定。事業完了している90地区では、事業実施前と比べ、生産コストを46%削減させ、9,327円/60kgを達成。成果は着実に上がっており、引き続き効果の発現に努めてまいりたい。

活動実績(整備面積):平成27年度補正:3,200ha、平成28年度補正:3,023ha、平成29年度補正:3,103ha、平成30年度補正:3,031ha、令和元年度補正:2,431ha、令和2年度補正:2,333ha

##### (3) 施策の今後の必要性

事業完了地区では、生産コスト削減を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、生産コスト削減等による生産基盤の強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する必要がある。



### 3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備】

（農林水産省）（輸出環境整備緊急対策事業）

##### (1) 施策概要

農林水産物・食品の輸出額目標5兆円の達成に向け、マーケットインの発想に立った改革、各国の輸入規制緩和や輸出手続の迅速化・デジタル化等の輸出のハードルの解消に向けた取組を強化。

##### (2) 成果実績・活動実績

- ・ 原発事故に伴う輸入規制については、政府一体となった働き掛けの結果、41か国・地域（すべてのTPP交渉参加国を含む）で撤廃（令和3年9月時点）。
- ・ 農林水産物・食品輸出本部設置後、米国向け水産物取扱認定施設を467施設から65施設増加（令和3年12月時点）。

##### (3) 施策の今後の必要性

TPP等による関税撤廃の効果を最大限活用し、農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標を達成するため、輸出先国から求められる規制への対応は輸出を行う前提として必要。一方、海外でニーズがあるにもかかわらず、輸出先国の規制等に対応ができていないために輸出できない産品は依然として多いため、食品製造施設の認定や登録等の輸出環境整備を推進することが必要。

（農林水産省）（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策）

##### (1) 施策概要

5兆円目標の実現に向け、食品製造事業者等の施設の新設及び改修、機器の整備を支援。

##### (2) 成果実績・活動実績

輸出先国の基準に対応した加工施設等の整備等を94件支援（令和2年度3次補正予算事業における支援予定事業者数、令和3年12月時点）。

##### (3) 施策の今後の必要性

TPP等による関税撤廃の効果を最大限活用し、農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標を達成するため、輸出先国の基準・条件等に対応した加工施設等の整備・認定を加速化させることが必要。このため、食品製造施設について、輸出向けHACCP等に対応するための施設・機器の整備を推進することが必要。

### 3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

##### 【国際競争力のある産地イノベーションの促進】

（農林水産省）（産地生産基盤パワーアップ事業）

#### (1) 施策概要

産地パワーアップ計画に基づき収益力向上に取り組む産地において、作業効率向上によるコスト削減や高付加価値作物への転換に必要な農業機械、施設の整備等を支援。また、令和元年度補正予算から、①食品関連事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、②全国産地の生産基盤の強化・継承等を新たに支援。

#### (2) 成果実績・活動実績

成果実績：事業実施年度から3年以内に販売額、生産コスト、労働生産性のいずれかの10%以上の改善等の成果目標を設定。

現時点で、評価対象のうち約6割の事業実施地区が成果目標を達成しており、成果は着実に上がってきている。

活動実績（産地パワーアップ計画等承認件数（令和3年3月末現在））：2,164件

※内訳：平成28年度：742件、平成29年度：553件、平成30年度：230件、令和元年度：407件、令和2年度：242件

#### (3) 施策の今後の必要性

事業を活用した産地の農業者等では、販売額の増加、生産コストの削減等を実現。政策大綱の改定を踏まえ、新市場獲得対策を新設する等、事業内容の見直しを図っており、これらについては、今後、産地等の関係者による話し合いが深まり、本格的に推進していく段階にあること、産地パワーアップ計画に掲げる目標の達成に向けて引き続き事業に取り組む産地があることから、事業を継続し、農業の国際競争力を強化していく必要がある。

### 3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

##### 【国際競争力のある産地イノベーションの促進】

（農林水産省）（スマート農業技術の開発・実証プロジェクト）

#### (1) 施策概要

生産現場のスマート農業の加速化等に必要な技術の開発、効率的に利用するための実証、実装に向けた情報発信に、総合的に取り組む。

#### (2) 成果実績・活動実績

水田作や畑作、露地野菜、施設園芸、果樹、茶、畜産等の多様な品目について、令和元年度からこれまで全国182地区で実証を展開。令和3年度においては、スマート農業技術の社会実装を一層加速化するため設置した政策課題に直結したテーマに沿って、実証に取り組んでいる。  
実証成果や農家の生の声を集めた動画を農林水産省のウェブサイトで公表。引き続き、労働時間の削減効果等の実証成果を分析し、公表する予定。

#### (3) 施策の今後の必要性

- 農業就業人口の減少や担い手の高齢化が進む中、農業の生産基盤を強化するためには、ロボットやAI等の先端技術を活用する「スマート農業」の社会実装は喫緊の課題。
- こうした中、実証を通じて、作業の省力化や負担の軽減、熟練者でなくても高度な営農が可能など、スマート農業の効果が明らかになってきた一方、多くの営農類型では、高価なスマート農機を限られた面積に導入したことによる機械費の増大等により、利益が減少したことや、野菜・果樹等の品目では各種作業に対応できる機械・技術が未開発である等の課題が明らかになってきたところ。
- こうしたことから、上記課題を解決し、「農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」という政策目標を達成するためには、サービス事業者等を活用して、産地単位でスマート農業技術を導入し、作業集約化等に取り組む実証や、技術開発が必ずしも十分でない品目や分野に対応した技術の開発や改良の推進とともに、実証成果に基づいた農業者への技術情報の発信や体験の場を提供することが必要。

### 3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

##### 【畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進】

（農林水産省）（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業）

##### （1）施策概要

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な畜産経営体の収益性の向上等に必要な施設整備及び機械の導入の取組を支援。

##### （2）成果実績・活動実績

成果実績：事業実施年度から5年以内に事業実施地区が販売額、生産コスト、農業所得のいずれかを10%改善するとの成果目標を設定。

事業実施地区では、現時点で約6割が成果目標を達成。

具体的な効果の例として、

①搾乳ロボットを導入した経営体（220件）では、1頭当たりの生乳生産量が7.9%増加、

②施設整備を実施した肉用牛繁殖経営の経営体（340件）では、飼養頭数が事業実施前より45%増加

など成果は着実に上がってきている。

活動実績（取組件数）：

平成27年度補正：8,683件、平成28年度補正：6,466件、平成29年度補正：9,298件、平成30年度補正：6,819件、令和元年度補正：5,209件

##### （3）施策の今後の必要性

事業を活用した畜産経営体では、生産量の増加、販売額の増加、生産コストの削減等を実現。また、令和2年に改定された政策大綱の実現に向け、国内外の需要に応えるため、需給等の状況も考慮しつつ、畜産・酪農の生産基盤の強化等を推進することとしている。このため、引き続き、令和2年に改定された政策大綱に基づき、効果の検証と必要な見直しを行いつつ事業を継続し、今後の関税引下げの影響への備えや輸出機会の拡大も踏まえ、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化する必要がある。

（農林水産省）（畜産クラスターを後押しする草地整備の推進）

##### （1）施策概要

畜産クラスター計画に基づき地域ぐるみで効率的な飼料生産を進めるため、収穫作業の受託や大型機械に対応した草地整備を支援。

##### （2）成果実績・活動実績

成果実績：事業実施により飼料作物の単位当たり収量を取組前と比較し25%以上増加させるとの成果目標を設定。事業完了している40地区では、事業実施前と比べ、単位当たり収量が53%増加。成果は着実に上がっており、引き続き効果の発現に努めてまいりたい。

活動実績（整備面積）：平成27年度補正：8,976ha、平成28年度補正：4,686ha、平成29年度補正：6,027ha、平成30年度補正：4,058ha、令和元年度補正：5,267ha、令和2年度補正：5,832ha

##### （3）施策の今後の必要性

事業完了地区では、飼料作物の単位面積当たりの収量増を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、草地整備による効率的な飼料生産を進め、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現する必要がある。

### 3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）:

##### 【合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化】

（農林水産省）（合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策（大規模・高効率の加工施設の整備等）

#### (1) 施策概要

木材製品の国際競争力強化に向けて、低コスト化に資する合板・製材・集成材工場の大規模化や高効率化に必要な施設整備を支援。  
また、流通木材の合法性確認の信頼性・透明性向上に向けたシステム構築のための調査を実施。

#### (2) 成果実績・活動実績

成果実績：事業完了後3年以内に1日当たりの原木処理量を2割以上増加するとの目標に対し、平成27年度～平成30年度補正で令和元年年度中に整備完了した施設（全162件）は、原木処理量が平均33%増加（473万m<sup>3</sup>/年（整備前平均）→628万m<sup>3</sup>/年（令和2年度）。  
成果は着実に上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績（施設数）：平成27年度～令和2年度実績の計：203件、令和3年度見込み：37件

#### (3) 施策の今後の必要性

供用開始施設では、1日当たりの原木処理量の増加目標に向けて着実に進展。今後についても、段階的な関税率の引き下げが続くことから、事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ事業を継続し、合板・製材の国産シェアの拡大、構造用集成材等の木材製品の競争力を高める必要がある。また、引き続き流通木材の合法性確認の信頼性・透明性向上に向けたシステム構築のための調査を実施するとともに、今般の木材不足・価格高騰への緊急的な対応に資するため、横架材等の不足感の強い部材の製品供給力を強化する取組を講ずる必要がある。

### 3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化】

（農林水産省）（合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策（原木の低コスト生産の促進等））

#### (1) 施策概要

上記の合板・製材・集成材工場等に対する原木の低コスト安定供給に向けて、間伐材生産、路網整備、高性能林業機械等の整備を支援。また、木材生産等の省力化・省人化に向けた伐採・造林作業の自動化や遠隔操作技術の導入・実証を支援。

#### (2) 成果実績・活動実績

成果実績：原木処理量等の増加を目標に取り組む加工施設に対し、本事業の活用により、間伐材を約75万 $\text{m}^3$ （令和2年度）供給。  
また、平成27年度～令和2年度までに高性能林業機械を整備した305事業体では、間伐等の生産性が平均20%向上（5.95 $\text{m}^3$ /人・日（整備前平均）→7.12 $\text{m}^3$ /人・日（令和2年度））。成果は着実に上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

##### 活動実績

（間伐実施面積・路網開設延長・機械整備数）： 平成27年度～令和2年度実績計：141,571ha、8,735km、637台  
令和3年度見込み：26,850ha、2,030km、84台

##### 活動実績

（自動化・遠隔操作技術の導入・実証）： 令和3年度見込み：6件

#### (3) 施策の今後の必要性

上記の合板・製材・集成材工場の大規模化・高効率化等を図る観点から、事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ事業を継続し、効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化と安定供給及び伐採・造林作業の自動化等を推進する必要がある。併せて、森林資源の安定確保を図るため、再造林等の対策を講ずる必要がある。

### 3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）:

##### 【持続可能な収益性の高い操業体制への転換】

（農林水産省）（水産業競争力強化緊急対策）

##### (1) 施策概要

「浜の活力再生広域プラン」等に基づき、意欲ある漁業者による生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援。

##### (2) 成果実績・活動実績

成果実績：事業開始年度を含め5年以内の漁業所得又は償却前利益の10%以上向上を成果目標と定め、個々の事業実施者による漁業所得・償却前利益額の成果目標額に対する割合の平均を成果実績として、成果目標(110%)に対する達成度を計算すると元年度の達成度は231.8%と成果は上がっており、今後、一層の事業発展が期待される。

活動実績（機器等導入台数）：27年度補正：1229台、28年度補正：1237台、29年度補正：1190台、30年度補正：1603台、元年度補正：1279台、2年度補正：1029台（令和3年12月末時点）（漁船用エンジンやノリ乾燥機等の導入に対する支援を実施。）

##### (3) 施策の今後の必要性

事業を活用した漁業者等では、漁業所得又は償却前利益の増加が見られる。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、持続可能な収益性の高い操業体制へ転換するため、引き続き事業を実施していく必要がある。

##### (1) 施策概要

「浜の活力再生広域プラン」に基づき、競争力強化のために必要となる施設の整備、産地市場の統廃合等に必要な施設の整備等を支援。

##### (2) 成果実績・活動実績

成果実績：施設の供用開始から3年度以内に所得の向上等为目标として定めているところ、昨年度までに目標年度に達した計画のうち、目標達成は約6割（令和2年度速報値）。

活動実績：荷さばき施設、鮮度保持施設の整備等計182件に対する支援を実施（令和3年11月末時点）。

##### (3) 施策の今後の必要性

広域的な産地市場の統合・重点化は、水産改革の柱である水産業の成長産業化を図る上で極めて重要であり、引き続き本事業を推進していく必要がある。

（農林水産省）（水産業の生産基盤強化に向けたデジタル化の推進）

##### (1) 施策概要

資源評価の高度化や生産性の向上のため、漁協や産地市場から水揚げ情報等を電子的に収集する体制を構築。

##### (2) 成果実績・活動実績

令和5年度までに主要な漁協・産地市場から400市場以上を目途に水揚げ情報等を電子的に収集する体制を構築することを目標とし、令和3年度、現在、200市場を目途に計画に着手し、体制構築に取り組んでいる。

##### (3) 施策の今後の必要性

目標達成に向け、令和4年度においても引き続き水揚げ情報等を電子的に収集する体制の構築に取り組んでいくことが必要である。

### 3 (1) ① ○強い農林水産業の構築（体質強化対策）

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)の着実な実施】  
(農林水産省)(生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組み)

##### (1) 施策概要

良質かつ低廉な農業資材の供給を図るため、農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法(支援法)に基づく取組を推進。

##### (2) 成果実績・活動実績

- ・ 本法施行後2年目の見直しを行い、令和2年度から事業再編の支援対象事業に農業資材の卸売・小売事業、事業参入の支援対象事業に農業用ソフトウェア作成事業及び農業用機械の利用促進に資する事業を追加。
- ・ 全農における生産資材の購入方法を以下のように変更し、一部の資材で価格引下げを実現。
  - ① 高度化成肥料等の銘柄を大幅に絞り込み、銘柄あたりの生産数量を大幅に拡大することで約1～3割の価格引下げを実現。
  - ② メーカーから担い手に直接配送する大容量規格農薬の品目数・取扱数を拡大することで約2～3割の価格引下げを実現。
  - ③ 担い手からの要望を踏まえて機能を絞り込んだ低価格大型トラクターを供給することで、約2～3割程度の価格引下げを実現。加えて、第2弾として、約2割程度低価格な中型トラクターの販売を開始。
- ・ 平成30年8月以降毎年、支援法に基づく資材供給調査の結果を公表。

##### (3) 施策の今後の必要性

資材価格低減に向けた取組に一定の進展が見られる。引き続き、農業競争力強化プログラム等に基づく施策を推進する。

#### (生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立)

##### (1) 施策概要

農産物流通等の合理化を図るため、農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法(支援法)に基づく取組を推進。

##### (2) 成果実績・活動実績

- ・ 食品流通の合理化と生鮮食品等の公正な取引環境の確保を推進することを目的として改正した、食品流通合理化法に基づき食品流通事業者の合理化計画を171件認定(令和3年12月末時点)するとともに、食品等流通調査を実施し、令和3年3月に公表。また、改正卸売市場法に基づき、40都市の65市場の中央卸売市場を認定(令和3年12月末時点)。
- ・ 支援法に基づき、農産物流通・加工事業者の事業再編計画を25件認定(令和3年12月末時点)。
- ・ これまでに17件の農産物流通等に関する調査を実施(令和3年12月末時点)。

##### (3) 施策の今後の必要性

これまで支援法に基づく事業再編計画の認定件数には一定の進展が見られており、流通・加工業界の構造改革を実現するため、引き続き事業再編等を推進する。また、これまで食品流通合理化法の食品流通合理化計画に基づきパレット化の導入や卸売市場における商品管理・決済システムの開発等の合理化の取組を支援してきたところ、トラックドライバーの働き方改革への対応や「新しい生活様式」下での効率的なサプライチェーン・モデルの実現、輸出のためのコールドチェーンの整備等による流通の高度化といった課題を解決し、持続的な食品流通体制を実現するための取組を引き続き推進することが必要。



### 3 (1) ② ○経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

##### 【米】

(農林水産省)(政府備蓄米の買入れ)

##### (1) 施策概要

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ。

##### (2) 成果実績・活動実績

TPP11の発効に伴い、令和元年産米から政府備蓄米の運営を見直し、従来の買入数量(毎年20万トン程度)に加えて、同協定に基づく豪州枠の数量に相当する国産米を政府備蓄米として買入れ。

##### (3) 施策の今後の必要性

協定発効に合わせて講じた経営安定対策であり、継続的に実施することが必要。

##### 【麦】

(農林水産省)(麦のマークアップ引下げ(経営所得安定化対策))

##### (1) 施策概要

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落する中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施。

##### (2) 成果実績・活動実績

TPP11の発効に伴い、経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の令和元年産の麦の交付単価について、期中改定(加算)を実施。また令和2年産~4年産交付単価について、TPP11及び日米貿易協定の発効に伴う影響を踏まえて算定。

##### (3) 施策の今後の必要性

協定発効に伴う影響が生じる令和13年度まで単価に加算するとともに、経営所得安定対策を継続的に実施することが必要。

### 3 (1) ② ○経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

##### 【牛肉・豚肉】

(農林水産省)(肉用牛肥育経営安定特別対策事業・養豚経営安定対策事業)

##### (1) 施策概要

畜産経営の安定に関する法律に基づき、肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)及び肉豚経営安定交付金(豚マルキン)は、枝肉価格の低下に備え、国3:生産者1の負担割合で積立て、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付する制度。

##### (2) 成果実績・活動実績

TPP協定発効に併せて施行した改正法に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った際に交付金を交付し、生産者の経営安定を図った。

活動実績(令和2年度):牛マルキン交付額は764億円、豚マルキン交付額は実績なし。

##### (3) 施策の今後の必要性

牛マルキン及び豚マルキンは、協定の発効に併せて法制化。今後の関税引下げの影響に備え、継続的かつ適切に運用する必要がある。

##### 【乳製品】(農林水産省)(加工原料乳生産者補給金制度)

##### (1) 施策概要

畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳(脱脂粉乳、バター、チーズ、生クリーム等向け生乳)となる生乳の生産者に対して生産者補給金等を交付。

##### (2) 成果実績・活動実績

加工原料乳生産者補給金の対象となる加工原料乳に平成29年度から生クリーム等の液状乳製品を追加し補給金単価を一本化。これにより、乳製品ごとの需要に応じた柔軟な生乳供給の促進に寄与。

##### (3) 施策の今後の必要性

今後も乳製品の関税引下げが継続する中、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、継続的かつ適切に本施策を運用する必要がある。

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

##### 【甘味資源作物】

(農林水産省)(糖価調整制度)

##### (1) 施策概要

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき、輸入加糖調製品からの調整金を徴収し、砂糖の競争力強化を図るとともに、着実に経営安定対策を実施。

##### (2) 成果実績・活動実績

TPP11発効に合わせて、輸入加糖調製品からの調整金を徴収し、砂糖の競争力強化を図るとともに、国産甘味資源作物生産者等への交付金支援による経営安定対策を実施。

##### (3) 施策の今後の必要性

協定発効に合わせて講じた経営安定対策であり、継続的に実施することが必要。

## 3 (2) 食の安全・安心

### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

#### 【食品安全に関する情報提供等】

(消費者庁)

#### (1) 施策概要

食品事業者は、平成29年9月から開始された新たな加工食品の原料原産地表示制度について、経過措置期間(令和4年3月末)終了までの間に、順次、全ての加工食品について、原料原産地表示を実施することになるため、説明会の開催、相談窓口の開設、事業者マニュアルの作成・配布等を通じて、食品事業者が円滑に新制度へ対応できるよう支援を行う。また、消費者が正しく表示を理解できるよう、説明会の開催や資料(パンフレット・リーフレット等)の作成・配布を通じて、消費者への積極的な普及・啓発を図る。更に、消費者の安全確保のため、食品安全に関して、消費者が正確な情報に接し、自らの判断により消費行動を行うことができるようリスクコミュニケーションを実施する。

#### (2) 成果実績・活動実績

平成29年9月の制度開始以降、新制度についてのパンフレット等の作成・配布を行うとともに、説明会やセミナー等に職員を派遣し\*(平成29年度:82件、平成30年度:71件、令和元年度:68件、令和2年度:22件、令和3年度:34件(令和3年12月末時点))、消費者・事業者に対する普及啓発を実施した。また、食品安全全般をテーマにしたリスクコミュニケーションを108回(平成29年度:21回、平成30年度:26回、令和元年度38回、令和2年度:19回、令和3年度:4回(令和3年12月末時点))実施\*した。

\*令和2年2月以降、国内における新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、説明会やセミナー等の開催中止又は延期されたことから、職員の派遣件数やリスクコミュニケーションの実施回数は減少しているが、オンライン開催等により広く参加者を募るなど取組を進めているところ。

#### (3) 施策の今後の必要性

消費者に対しては、新たな加工食品の原料原産地表示制度を十分に活用できるよう、積極的に普及・啓発を実施する必要がある。また、引き続き消費者が正確な情報に基づく適切な消費行動を行うよう、食品安全に関するリスクコミュニケーションを実施し、積極的に情報提供を行う必要がある。

## 3 (2) 食の安全・安心

### 【食品安全に関する情報提供等】

(農林水産省)(加工食品の原料原産地表示制度の普及・啓発)

#### (1) 施策概要

令和4年4月から、全ての加工食品に原料原産地表示を義務付ける新制度が完全施行される。これを受け、全ての事業者がこの新制度に対応できるよう、農林水産省は、消費者庁と連携し、相談窓口の開設、事業者向けマニュアルの作成・配布、同マニュアルを活用したセミナーの全国での開催などを通じて、事業者への支援を行い新制度の普及・啓発を図る。

#### (2) 成果実績・活動実績

平成29年9月以降、新制度についての事業者向けマニュアルを作成・配布し、同マニュアルを活用したセミナーを全ての都道府県において開催(平成29年度10地区(計13回)、平成30年度18地区(計18回)、令和元年度20地区(計23回))。令和2年度は、マニュアルを分かりやすく解説した動画を作成し、オンラインで配信開始。令和3年度は、事業者が実際に原料原産地表示に取り組む際の注意点を解説した動画を作成し、より多くの事業者への普及・啓発に努めている。

#### (3) 施策の今後の必要性

全ての食品事業者が新制度へ適切に対応できるよう、引き続き、本施策を推進する必要がある。また、適正な表示を確保するため、事業者の取組を確認する。

### 【輸入食品に対する監視指導等】

(厚生労働省)

#### (1) 施策概要

食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化に努める。

#### (2) 成果実績・活動実績

モニタリング検査: 令和元年度99,636件(計画件数99,059件)、令和2年度102,070件(計画件数99,730件)実施  
現地調査及び二国間協議等: 令和元年度は10か国(TPP11等各協定参加国は8か国)、令和2年度は3か国(すべてEU)にて実施

#### (3) 施策の今後の必要性

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、輸入食品の安全性確保に万全を期すため、監視体制及び輸出国における衛生対策の推進の強化を図る必要がある。

### 3 (3) ①特許・商標関係・②著作権関係

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

##### 【特許審査体制の整備・強化】

(経済産業省)

##### (1) 施策概要

- ・ 特許審査体制について、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するため、登録調査機関による先行技術文献調査を実施。
- ・ 商標審査体制について、増大する商標登録出願に対応し、審査の効率化をより促進するため、「商標における民間調査者の活用可能性実証事業」(以下「実証事業」という。)を実施。

##### (2) 成果実績・活動実績

- ・ 特許審査について、登録調査機関による先行技術文献調査(令和2年度:13.9万件)を活用。コロナ禍での出勤制限等の影響を最小限に抑え、令和2年度の権利化までの期間は平均15.0月。
- ・ 商標審査について、実証事業による拒絶理由該当性調査(令和2年度:3.6万件)を活用。コロナ禍での出勤制限等の影響を最小限に抑え、令和2年度の権利化までの期間は平均11.2月。

##### (3) 施策の今後の必要性

- ・ 特許、商標等の審査体制の整備・強化は、審査の効率化や質の向上を通じて、早期の権利化による模倣品対策や、権利の安定性向上等に寄与するもの。今後とも、必要な審査体制の整備・強化に取り組んでいく。

##### 【TPP整備法による著作権法の改正事項の周知】

(文部科学省)

##### (1) 施策概要

著作物等の保護期間の延長をはじめとしたTPP整備法による著作権法の改正事項について、適切に運用されるよう、文化庁の著作権セミナーや関係団体への研修等の機会を通じた周知を行う。

##### (2) 成果実績・活動実績

上記の施策を実施するため、文化庁HPにおいて、改正の趣旨や内容に関する解説や、著作物等の保護期間の延長に関する詳細なQ&A等の掲載を行った。また、本改正法の施行日(平成30年12月30日)以降、現在に至るまで、著作権セミナーなど、様々な機会を活用し周知を実施している。

##### (3) 施策の今後の必要性

著作物等の保護期間の延長をはじめとしたTPP整備法による著作権法の改正事項に関する周知はこれまで円滑に進んでいるが、改正後の著作権法が適切に運用されるよう、引き続き、機会をとらえて周知する。

### 3 (3) ②著作権関係

#### 【著作物等の利用円滑化】

(文部科学省)

##### (1) 施策概要

著作物等の利用円滑化のため、権利情報集約化のための調査研究、契約書作成及び裁定制度の利用円滑化のためのシステム構築を行うとともに、写り込みに関する権利制限規定の対象の拡充や研究目的に関する権利制限規定の創設等の社会的諸課題への対応、柔軟性のある権利制限規定の具体的な事例を含むQ&Aの策定・周知等を通じた活用促進、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入等のライセンス体制の整備等を進める。

##### (2) 成果実績・活動実績

- 著作物等の保護期間の延長により懸念される権利者不明の著作物等の増加を防ぎ、その利用円滑化に係る課題を解決するため、令和3年度は「オーファンワークス対策事業」として、①著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のためのシステムの構築、②平成17年に構築した著作権契約書作成支援システムの改修・構築、③著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に資する事業を実施中。
- 平成30年5月に「著作権法の一部を改正する法律」が成立し、デジタル化・ネットワーク化に対応した柔軟な権利制限規定、障害者の情報アクセス機会の充実に関する権利制限規定、アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定は、平成31年1月1日に施行。教育の情報化に対応した権利制限規定は令和2年4月28日から施行。
- このほか、
  - ・デジタル化・ネットワーク化に対応した柔軟な権利制限規定について、平成30年の著作権法改正を踏まえ、規定の周知を行うとともに、規定を活用した新たなサービスのニーズ募集などを実施。また、柔軟な権利制限規定に関する理解に資するよう、文化庁の基本的な考え方を示した資料を策定・公表。
  - ・教育の情報化に対応した権利制限規定について、令和2年4月28日から、令和2年度に限り補償金額を特例的に無償として制度が開始され、関係団体で規定の運用に関するガイドラインを策定し運用を実施(令和3年度から有償の補償金による本格実施を開始。)
  - ・アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定について、関係団体で規定の運用に関するガイドラインを策定し運用を実施。
  - ・障害者の情報アクセス機会の充実に関する権利制限規定について、権利制限規定の対象となる障害者の範囲を拡大するとともに、著作物の音訳等ができる主体の範囲を拡大し、従前よりも多くの団体において運用を実施。
- 令和2年6月に「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大、行政手続に係る権利制限規定の整備、著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入について、令和2年10月1日に施行。
- 研究目的に関する権利制限規定の創設について、令和元年度から文化審議会著作分科会において検討を開始し、同年度、研究者による著作物利用のニーズなどを把握するための調査研究を実施。令和2年度及び令和3年度の文化審議会著作権分科会においても、継続して調査・検討中。

##### (3) 施策の今後の必要性

- 「オーファンワークス対策事業」については、著作権の保護期間が延長され、インターネット等による著作物利用が増加する中、権利者不明等の場合の裁定制度の利用者数も増加傾向にあり、本事業により著作物等の利用手続の更なる簡素化・迅速化を図り、利用円滑化を推進することが重要である。
- 柔軟な権利制限規定については、当該規定を活用した新たなサービスの円滑な実施に資するよう、規定の活用促進に向けた産業界等のニーズの把握や周知等を行っていく必要がある。
- その他社会的諸課題への対応、円滑なライセンス体制の整備等について、著作物の利用円滑化に向けて引き続き検討を行っていく必要がある。

### 3 (3) ③地理的表示 (GI) 関係

#### 【地理的表示の相互保護制度整備による農林水産物の輸出促進等】

(農林水産省)

##### (1) 施策概要

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(GI法)に基づき、農林水産物等のGI登録を進めるとともに、条約等の国際約束により、諸外国とのGIの相互保護を進めるなど、侵害行為に適切に対応。

##### (2) 成果実績・活動実績

- 日EU・EPAを踏まえたGIの保護の活用に向け、EU加盟国におけるGIの不正表示の監視スキームの実態調査等に関する報告書を作成。
- GI法が平成27年6月1日に施行されてから、現在まで110製品が登録(令和3年11月末現在)。また、日EU・EPA及び日英EPAに基づき、現在までにEUで日本の72製品、英国で日本の47製品を保護。

##### (3) 施策の今後の必要性

輸出の促進には海外での模倣品対策が不可欠であることから、令和11年度までに200製品の登録の達成に向けて、GI制度の活用を促進するとともに、日本のGI製品の海外への発信・侵害対策を推進する。



### 3 (3) ④植物新品種・和牛遺伝資源保護関係

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

##### 【植物新品種の保護の促進】

(農林水産省)

###### (1) 施策概要

我が国が開発した優良な植物新品種が海外に流出し、産地が形成される等が農産物輸出の支障となることから、海外における品種登録(育成者権取得)を進めるとともに、海外における適切な権利行使を促進。

###### (2) 成果実績・活動実績

- ・改正種苗法に基づき、①令和3年4月から登録品種の種苗の海外持出制限等が可能となり、②令和4年4月からは登録品種の増殖には育成者権者の許諾が必要となったことで、育成者権者による登録品種の適切な管理や海外流出防止対策を可能とした。
- ・海外での品種登録出願を支援した326品種のうち、117品種が海外で育成者権を取得し(令和3年9月現在)、これらの品種については、海外での侵害に対して栽培差止め等の権利行使が可能。また、海外で侵害が疑われる場合は、育成者権者による侵害対策を支援。

###### (3) 施策の今後の必要性

改正種苗法を活用し、育成者権者による登録品種の適切な管理を推進するほか、育成者権者や種苗関係団体等を通じ、登録品種の利用者(農業者等)へ知財保護の必要性を周知。また、海外での侵害に対し、適切な権利行使を行えるよう、引き続き、海外での品種登録や侵害対策を支援し、輸出促進に貢献。

##### 【和牛遺伝資源の保護の促進】

(農林水産省)

###### (1) 施策概要

- ・和牛遺伝資源について流通管理対策を実施するとともに、知的財産的価値の保護を推進する。

###### (2) 成果実績・活動実績

- ・和牛遺伝資源の適正流通のための家畜人工授精師等に対する研修会の開催、家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精所の開設者による都道府県知事への運営状況の報告等のための全国システムの運用開始(令和3年4月)及び同法に基づく家畜人工授精所等への立入検査など適正流通を確保するための取組を推進。
- ・家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の運用に関するガイドラインを公表し(令和3年3月)、その周知を図るとともに、同法の保護対象である和牛遺伝資源の譲渡の際に締結すべき契約のひな形を示し、契約の普及を図る等により不正競争防止の取組を推進。

###### (3) 施策の今後の必要性

- ・和牛は、我が国で作出された固有の品種であり、その遺伝資源は、我が国畜産業における競争力の源泉の一つとなっており、和牛肉の輸出拡大や国内生産基盤の強化を図る上で、引き続き和牛遺伝資源の保護に万全を期していく必要がある。

### 3 (4) 政府調達

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

##### 【地方公共団体等への情報提供】

(総務省)

##### (1) 施策概要

- 地方公共団体等に対して政府調達の合意内容に関する情報提供を実施。

##### (2) 成果実績・活動実績

- 平成29年7月(日EU・EPA大枠合意)から令和2年11月にかけて、関係地方団体等に対して、以下のとおり説明を実施するとともに、所属する地方公共団体への連絡を依頼。
  - ・全国知事会(都道府県東京事務所長等説明会への出席、事務局への説明)
  - ・全国市長会(会長(山口県防府市長)、行政委員長(東京都立川市長)及び事務局への説明)
  - ・指定都市市長会(事務局への説明)
  - ・中核市市長会(中核市市長会会議への出席・説明、中核市市長会東京事務所への説明、中核市市長会事務担当者会議 への出席・説明)その他、地方公共団体等の要望に応じて日EU・EPA交渉の合意内容に関する説明会において説明を行った。
- さらに、日EU・EPA及び日英・EPAの発効に際し、政府調達に関する事項について、地方公共団体等に対して通知。
- また、政府調達に関する地方公共団体等からの問合せに対して、協定内容等を丁寧に説明。

##### (3) 施策の今後の必要性

- 引き続き、地方公共団体等に対し、政府調達に関する事項を正確かつ丁寧に説明する。

### 3 (5) その他

#### ■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

##### 【国際経済紛争処理に係る体制整備事業】

(外務省)

###### (1) 施策概要

国際経済紛争処理を包括的に担当する「経済紛争処理課」の新設、投資家と国との間の紛争解決(ISDS)の応訴・予防に関する専門家による研修実施、ISDSの先例に関するデータベースを含めた資料整備、国内外における専門家からの情報収集等を通じ、ISDSを始めとする国際経済紛争処理への対応を強化。

###### (2) 成果実績・活動実績

- ・ 「経済紛争処理課」を国際法局に新たに設置(経済局から移管し、室から格上げ)し、ISDS等の経済紛争処理の予防を含め包括的に対応する体制を構築。
- ・ 関係省庁が出席するISDSの応訴に関する研修を、平成28年度(2016年度)以降毎年開催。
- ・ ISDSに関する国際会議、ISDSの応訴経験が豊富な米国及びカナダに職員を派遣し、情報収集を実施。
- ・ ISDSの予防に関する各省会議を現在までに3回開催。「ISDS予防のための各省相談制度」の立ち上げ。
- ・ ISDSの判例に関する専門家の研究会に多数参加。
- ・ 国内外の実務家・研究者との意見交換を月1回程度の頻度で実施。

###### (3) 施策の今後の必要性

国際経済紛争処理を通じた我が国の国益の確保、及びTPPを含む国際経済ルールの整備を国民が安心できる形で推進する観点から、引き続き効率的かつ効果的に現在の施策を推進し、研修及び資料環境の整備等を通じて応訴体制の一層の強化を行う。

##### 【越境取引による消費者トラブルへの対応強化】

(消費者庁)

###### (1) 施策概要

電子商取引の拡大等から今後も越境取引の増加が見込まれるところ、消費者庁は特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)について改正を行い、同法における越境取引への対応を強化する。また、我が国の越境消費者トラブルに関する消費者の相談窓口である「国民生活センター越境消費者センター(以下「CCJ」という。))において、トラブル解決のために必要な支援を行うとともに、消費者庁はCCJと海外の消費者相談機関等との連携関係構築に向けた取組等を支援している。

###### (2) 成果実績・活動実績

外国執行当局との間で相互主義を確保し、外国執行当局から情報の提供を受けられるようにする観点から、特定商取引法を改正し外国執行当局への情報提供を行うための根拠規定を新設した(令和4年6月1日施行)。また、CCJでは年間5~6千件程度の越境消費者トラブルの相談を受け付けている。

###### (3) 施策の今後の必要性

越境取引による消費者トラブルの拡大防止等の観点から、改正後の特定商取引法の規定を踏まえた適切な運用を行っていく必要がある。また、越境取引が拡大していく中、日本の消費者が安心して海外事業者との取引ができるよう、CCJの機能強化による越境取引に伴う消費者トラブル解決のより一層の向上を図ることが不可欠。

### 3 (5) その他

#### 【皮革・皮革製品産業の競争力強化】

(経済産業省)

##### (1) 施策概要

- 皮革関連産業の競争力強化に向けた取組を進めている。

##### (2) 成果実績・活動実績

- 基金造成法人において、なめし革製造業者及び革靴製造業者等を対象に、各事業者が行う設備投資等(最新皮なめし用ドラムなど)への支援を行うとともに、販路開拓、ブランド化等の事業を実施している。本取組により、生産性向上や事業の多角化等を推進している。

##### (3) 施策の今後の必要性

- 基金の最終目標年度である、令和13年度末までに皮革関連産業の競争力強化を達成できるよう、より効果的・効率的な基金の活用を進めていく。

#### 【個人情報保護を図りつつ、その円滑な越境移転を可能とするための環境整備】

(個人情報保護委員会)

##### (1) 施策概要

個人情報保護を図りつつ、その円滑な越境移転を可能とするための環境整備に向けて、TPP各国及びEU加盟国をはじめとする諸外国・地域の政策当局及び執行当局との対話を進め、我が国の個人情報保護制度の正しい理解の促進や関係構築等に精力的に取り組む。

##### (2) 成果実績・活動実績

個人情報保護委員会は、平成28年の設置以降、国際的な枠組みへの参加及び各国執行当局等との協力関係の構築を図ってきた。具体的には、平成31年の世界経済フォーラム年次会合で提唱され、同年のG20大阪サミットにて各国首脳賛同を得た、信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)を実現するため、既存の枠組みを活用した個人データ流通の更なる促進、グローバルに利用可能な企業認証制度の導入、データローカライゼーションや無制限なガバメントアクセスといった新たなリスク等について、日米欧の3極間やOECDにおいて議論を主導。また、令和3年10月の世界プライバシー会議(GPA)年次会合及び同年12月のアジア太平洋プライバシー機関(APPA)フォーラムにおいて当委員会の委員長・委員から、DFFTの概要及び推進の重要性等について積極的に発信。

また、平成31年1月に日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みを発効し、その後令和2年1月末にEUから離脱した英国に対しても、EUに対する個人情報保護法第28条に基づく指定を継続している。日EU間の相互認証は、発効から2年以内に、互いの移転枠組み(日本:個人情報保護法第28条に基づく指定、EU:一般データ保護規則(GDPR)第45条に基づく十分性認定)についてレビューが行われることとなっており、令和3年10月には日EU双方の委員級による共同レビュー会合を開催。また、日英間の円滑な個人データ移転を図る枠組みについても、当該枠組みに係るレビューに関する作業を行った。

APEC越境プライバシールール(CBPR)システムに関しては、平成31年以降継続的に、同システムの更なる推進に向けた協議を行い、積極的な意見、提案により協議の進展に寄与しているほか、令和3年には、個人データ保護に関する国内外のセミナー・ワークショップ等、同システムの意義・重要性について広く情報発信を行った。

##### (3) 施策の今後の必要性

TPP各国及びEUとの貿易、投資を活性化させるためには、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を確保することが必要不可欠であることから、そのための環境整備を一層推進する必要がある。これに向けて、国際的な議論におけるリーダーシップの発揮や各国執行当局等との協力関係の構築に、今後も引き続き取り組む必要がある。